

新旧対照表（令和6年度高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱）

改正後	改正前
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱 第1条～第2条 （略） （補助の種類及びその対象者） 第3条 補助事業の種類及び当該補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業 県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母又は父子家庭の父（<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養しているものをいい、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。以下同じ。）であって、知事が別に定める実施要領（以下「実施要領」という。）に掲げる要件を全て満たす者</u> （2）高等職業訓練促進給付金等事業 ア 県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり（児童扶養手当法施行令（<u>昭和36年政令第405号</u>）第6条の7の規定は、適用しない。）、かつ、実施要領に掲げる要件を全て満たす者。<u>なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。</u> イ （略）	高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱 第1条～第2条 （略） （補助の種類及びその対象者） 第3条 補助事業の種類及び当該補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業 県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母（<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。）又は父子家庭の父（同条第2項に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養している者であり、かつ、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。以下同じ。）であって、児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）、かつ、知事が別に定める実施要領（以下「実施要領」という。）に掲げる要件を全て満たす者</u> （2）高等職業訓練促進給付金等事業 ア 県内（市の区域を除く。）の母子家庭の母（<u>法第6条第1項に定める配偶者のない女子で、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。）又は父子家庭の父（同条第2項に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養している者であり、かつ、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。以下同じ。）であって、児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり（ただし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は、適用しない。）、かつ、実施要領に掲げる要件を全て満たす者</u> イ （略）

改正後	改正前
ウ 修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、上記ア及びイの要件を満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする（ただし、同一のカリキュラムに関して継続して高等職業訓練促進給付金を受給中である者を含む。）。 （補助対象経費） 第4条 補助対象経費は、補助事業及び対象講座の種類に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業 ア （略） イ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「特定一般教育訓練経費」という。）で、その総額が20,002円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） ウ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。<u>以下「指定教育訓練」という。</u>）を受講するに当たって支払った費用（以下「専門実践教育訓練経費」という。）で、その総額が20,002円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） （2） （略） （補助額等） 第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業	ウ 修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、上記ア及びイの要件を満たす母子家庭の母又は父子家庭の父<u>（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）</u>とする（ただし、同一のカリキュラムに関して継続して高等職業訓練促進給付金を受給中である者を含む。）。 （補助対象経費） 第4条 補助対象経費は、補助事業及び対象講座の種類に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業 ア （略） イ 雇用保険法及び同法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「特定一般教育訓練経費」という。）で、その総額が20,002円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） ウ 雇用保険法及び同法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「専門実践教育訓練経費」という。）で、その総額が20,002円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） （2） （略） （補助額等） 第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。 （1）自立支援教育訓練給付金事業

改正後	改正前
補助額は、前条第1号の規定による補助対象経費の種別ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練経費の支給を受けることができる場合は、当該給付金の交付額を差し引いた額と<u>し</u>（その額が12,000円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。）<u>、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。</u> ア （略） イ 専門実践教育訓練経費 <u>（ウに掲げる経費を除く）</u> 補助対象経費の60パーセントに相当する額。ただし、当該60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（当該額が160万円を超えるときは、160万円）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。 <u>ウ 専門実践教育訓練経費（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合も含む。）ものに限る。）</u> <u>補助対象経費の85パーセントに相当する額。ただし、当該85パーセントに相当する額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは、240万円）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。</u> （2） （略） （補助金の交付の申請） 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第4条各号に掲げる経費ごとに、別記第1号様式、別記第2号様式、<u>別記第3号様式又は別記第12号様式</u>による交付申請書に必要書類を添えて、実施要領に定める期日までに知事に提出しなければならない。	補助額は、前条第1号の規定による補助対象経費の種別ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練経費の支給を受けることができる場合は、当該給付金の交付額を差し引いた額と<u>する</u>。（その額が12,000円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。）<u>令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとし、イの40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて交付するものとする。</u> ア （略） イ 専門実践教育訓練経費 補助対象経費の60パーセントに相当する額。ただし、当該60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（当該額が160万円を超えるときは、160万円）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。 <u>（新設）</u> （2） （略） （補助金の交付の申請） 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第4条各号に掲げる経費ごとに、別記第1号様式、別記第2号様式<u>又は</u>別記第3号様式による交付申請書に必要書類を添えて、実施要領に定める期日までに知事に提出しなければならない。

改正後	改正前
第7条～第8条 （略） （補助金の交付等の決定） 第9条 知事は、第6条又は第7条の規定による申請が適切であると認めたときは、補助金の交付又は変更の決定をし、当該申請者に対し、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式又は別記第13号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 （補助金の交付の方法） 第10条 補助金の交付方法は、次に掲げるとおりとする。 （1） 自立支援教育訓練給付金事業 受講を修了した者に対して精算払をするものとする。<u>なお、第5条第1号イに規定する経費に限り、支給単位期間ごとに交付することができる。</u> （2） （略） 第11条 （略） （実績報告） 第12条 受給決定者は、次により実績報告書を提出しなければならない。 （1） 自立支援教育訓練給付金事業 実施要領に定める交付申請期限までに、別記第1号様式又は別記第12号様式により知事に提出しなければならないこと。 （2） （略） 第13条～第14条 （略）	第7条～第8条 （略） （補助金の交付等の決定） 第9条 知事は、第6条又は第7条の規定による申請が適切であると認めたときは、補助金の交付又は変更の決定をし、当該申請者に対し、別記第5号様式、別記第6号様式又は別記第7号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 （補助金の交付の方法） 第10条 補助金の交付方法は、次に掲げるとおりとする。 （1） 自立支援教育訓練給付金事業 受講を修了した者に対して精算払をするものとする。 （2） （略） 第11条 （略） （実績報告） 第12条 受給決定者は、次により実績報告書を提出しなければならない。 （1） 自立支援教育訓練給付金事業 実施要領に定める交付申請期限までに、別記第1号様式により知事に提出しなければならないこと。 （2） （略） 第13条～第14条 （略）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。 2 この要綱は、令和 7 年 <u>8</u> 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 2 項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。 2 この要綱は、令和 7 年 <u>5</u> 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 2 項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則 (施行期日) この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) この要綱は、令和２年５月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和２年５月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年４月１日から施行する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年７月２６日から施行する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和３年７月２６日から施行する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和４年５月１８日から施行し、同年４月１日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和４年５月１８日から施行し、同年４月１日から適用する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和５年５月１０日から施行し、同年４月１日から適用する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和５年５月１０日から施行し、同年４月１日から適用する。
附 則	附 則

改正後	改正前
(施行期日) この要綱は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和6年10月2日から施行し、同年8月30日から適用する。</u> 別表 (略)	(施行期日) この要綱は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。 <u>(新設)</u> 別表 (略)

改正後	改正前																																																															
別記 第1号様式（第6条、第12条関係） 高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金） 交付申請書（兼実績報告書） 令和 年 月 日 高知県知事 様 申請者氏名 自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱第6条（第12条第1号）の規定により、次のとおり申請（報告）をします。また、自立支援教育訓練給付金の交付を受けるにあたり、県が、関係機関に必要な事項（地方税関係情報等の特定個人情報を含む。）の調査確認を行うことに同意します。 <table border="1"> <tr> <td>①氏名 （個人番号）</td> <td>フリガナ 生年月日 個人番号</td> <td>昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）</td> </tr> <tr> <td>②住 所</td> <td>（〒 - ） 電話（ - ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③教育訓練施設の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>④教育訓練講座の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>⑤教育訓練の期間</td> <td colspan="2">令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日） <u>うち支給単位期間</u> <u>うち令和 年 月 日～令和 年 月 日</u> <u>（初日） （末日）</u></td> </tr> <tr> <td>⑥所要費用</td> <td colspan="2">入学科 円、受講料 円 合計 円</td> </tr> <tr> <td>⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>⑧支払希望金融機関</td> <td colspan="2">金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名 </td> </tr> </table>	①氏名 （個人番号）	フリガナ 生年月日 個人番号	昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）	②住 所	（〒 - ） 電話（ - ）		③教育訓練施設の名称			④教育訓練講座の名称			⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日） <u>うち支給単位期間</u> <u>うち令和 年 月 日～令和 年 月 日</u> <u>（初日） （末日）</u>		⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円		⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））	円		⑧支払希望金融機関	金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通		（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）			担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名			別記 第1号様式（第6条、第12条関係） 高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金） 交付申請書兼実績報告書 令和 年 月 日 高知県知事 様 申請者氏名 自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱第6条（第12条第1号）の規定により、次のとおり申請（報告）をします。また、自立支援教育訓練給付金の交付を受けるにあたり、県が、関係機関に必要な事項（地方税関係情報等の特定個人情報を含む。）の調査確認を行うことに同意します。 <table border="1"> <tr> <td>①氏名 （個人番号）</td> <td>フリガナ 生年月日 個人番号</td> <td>昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）</td> </tr> <tr> <td>②住 所</td> <td>（〒 - ） 電話（ - ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③教育訓練施設の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>④教育訓練講座の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>⑤教育訓練の期間</td> <td colspan="2">令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日）</td> </tr> <tr> <td>⑥所要費用</td> <td colspan="2">入学科 円、受講料 円 合計 円</td> </tr> <tr> <td>⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>⑧支払希望金融機関</td> <td colspan="2">金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通</td> </tr> <tr> <td>⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 （注1参照）</td> <td>フリガナ 生 年 月 日 個人番号 住所（別居の場合） 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない</td> <td>昭和・平成・令和 年 月 日生（ 歳）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名 </td> </tr> </table> （注1）「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載する。（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。（2）婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（※）民法（明治29年法律第88号）上の婚姻をいう。	①氏名 （個人番号）	フリガナ 生年月日 個人番号	昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）	②住 所	（〒 - ） 電話（ - ）		③教育訓練施設の名称			④教育訓練講座の名称			⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日）		⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円		⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））	円		⑧支払希望金融機関	金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通		⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 （注1参照）	フリガナ 生 年 月 日 個人番号 住所（別居の場合） 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない	昭和・平成・令和 年 月 日生（ 歳）	（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）			担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名		
①氏名 （個人番号）	フリガナ 生年月日 個人番号	昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）																																																														
②住 所	（〒 - ） 電話（ - ）																																																															
③教育訓練施設の名称																																																																
④教育訓練講座の名称																																																																
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日） <u>うち支給単位期間</u> <u>うち令和 年 月 日～令和 年 月 日</u> <u>（初日） （末日）</u>																																																															
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円																																																															
⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））	円																																																															
⑧支払希望金融機関	金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通																																																															
（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）																																																																
担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名																																																																
①氏名 （個人番号）	フリガナ 生年月日 個人番号	昭・平・令 年 月 日生 （ 歳）																																																														
②住 所	（〒 - ） 電話（ - ）																																																															
③教育訓練施設の名称																																																																
④教育訓練講座の名称																																																																
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日）																																																															
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円																																																															
⑦交付申請額 （所要費用の60ℓ％～70ℓ％相当額（教育訓練給付金を受給している場合はその額を差し引いた額））	円																																																															
⑧支払希望金融機関	金融機関名 本店支店名 口座種類 口座番号 普通																																																															
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 （注1参照）	フリガナ 生 年 月 日 個人番号 住所（別居の場合） 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない	昭和・平成・令和 年 月 日生（ 歳）																																																														
（母子・父子自立支援員又は福祉保健所担当職員の見解）																																																																
担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所職員 職・氏名																																																																

改正後					改正前				
第2号様式～第3号様式（略）					第2号様式～第3号様式（略）				
第4号様式（第7条関係）					第4号様式（第7条関係）				
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金変更承認申請書					高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金変更承認申請書				
提出日 令和 年 月 日					提出日 令和 年 月 日				
① 氏 名	フリガナ				① 氏 名	フリガナ			
② 住 所	(〒 -)			電話(-)	② 住 所	(〒 -)			電話(-)
③ 変更の内容及び理由	ア 住所又は氏名に変更があった。 イ 振込口座を変更したい。 ウ 市町村民税の課税状況に変更があった。 エ その他 ()				③ 変更の内容及び理由	ア 住所又は氏名に変更があった。 イ 振込口座を変更したい。 ウ 市町村民税の課税状況に変更があった。 エ その他 ()			
④ 新しい住所又は氏名	(〒 -)				④ 新しい住所又は氏名	(〒 -)			
⑤ 市町村民税	課税世帯・非課税世帯				⑤ 市町村民税	課税世帯・非課税世帯			
⑥ 申請額（変更後）	円 (年 月～ 年 月) 円 (年 月～ 年 月) 円 (合計)				⑥ 申請額（変更後）	円 (年 月～ 年 月) 円 (年 月～ 年 月) 円 (合計)			
⑦ 新振込口座	金融機関名	本店名	口座種類	口座番号	⑦ 新振込口座	金融機関名	本店名	口座種類	口座番号
自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金等 について、上記のとおり変更したいので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。 氏名 高知県知事 様					自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金等 について、上記のとおり変更したいので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。 氏名 高知県知事 様				
添付書類 変更理由がアの場合は戸籍謄本及び住民票を、変更理由がウの場合は申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書等をそれぞれ添えてください。					添付書類 変更理由がアの場合は戸籍謄本及び住民票を、変更理由がウの場合は申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の納税証明書等及び市町村民税の課税状況を証明する書類等をそれぞれ添えてください。				

改正後					改正前						
第5号様式（第9条関係）					第5号様式（第9条関係）						
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金 （自立支援教育訓練給付金）交付（変更）決定通知書					高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金 （自立支援教育訓練給付金）交付（変更）決定通知書						
		決定番号						決定番号			
①氏 名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日 (歳)			①氏 名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日 (歳)		
②住 所	(〒 -)		電話() -			②住 所	(〒 -)		電話() -		
③教育訓練施設の名称					③教育訓練施設の名称						
④教育訓練講座の名称					④教育訓練講座の名称						
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日) <u>うち支給単位期間</u> <u>うち令和 年 月 日～令和 年 月 日</u> <u>(初 日) (末 日)</u>				⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)					
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円				⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円					
⑦交付決定金額	円				⑦交付決定金額	円					
⑧支払金融機関	金融機関名	本支店名	口座種類 普 通	口座番号	⑧支払金融機関	金融機関名	本支店名	口座種類 普 通	口座番号		
※					※						
先にあなたから提出がありました 年 月 日付けの自立支援教育訓練給付金交付申請書兼実績報告書 （変更申請書）を審査した結果、上記のとおり決定しましたので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交 付要綱第9条の規定により通知します。 令和 年 月 日 高知県知事					先にあなたから提出がありました 年 月 日付けの自立支援教育訓練給付金交付申請書兼実績報告書 （変更申請書）を審査した結果、上記のとおり決定しましたので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交 付要綱第9条の規定により通知します。 令和 年 月 日 高知県知事						
第6号様式～第11号様式 （略）					第6号様式～第11号様式 （略）						

高知県より親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)
交付申請書兼実績報告書G(加付用)

高知県知事

撻

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので、高校3年ひとりで親家庭自立支援事業奨励金交付要綱第6条（第12条第1号）の規定により、次のとおり申請します。また、自立支援教育訓練給付金の交付を受けるに当たり、県が、関係機関で必要な事項（地方税関係情報等の特定個人情報を含む。）の調査確認を行うことに同意します。

①氏 名 (個人番号)		フリガナ	生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
		個人番号		
②住 所		(〒 -)		電話() -
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了予定日)				
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称		令和 年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職等先名称		令和 年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明		就業先住所		就業先電話番号
		上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用		入学科	円、受講料	円、合計額
⑨雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額		円	⑩自立支援教育訓練給 付金の受給額	円
⑪希望する支払金融機関		金融機関名		口座の種類 普通 ・ 当座
		支店名		口座番号
		口座名称 (フリガナ)		
(母子・父子自立支援員又は福祉保健所の担当職員の見解)				
担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所 職 氏名				受理番号

(新設)

改正後	改正前
(注意) 1 交付申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。 2 ⑤欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。 3 ⑥欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。	<u>(新設)</u>

改正後					改正前				
第 13 号様式（第 9 条関係）									
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金 （自立支援教育訓練給付金）追加交付決定通知書									
				決定番号					
①氏 名	フリガナ -----			生年月日		昭・平・令 年 月 日生 (歳)			
②住 所	(〒 -)					電話(-) -			
③教育訓練施設の名称									
④教育訓練講座の名称									
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了日)								
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計 円								
⑦追加交付決定金額	円								
⑧支払金融機関	金融機関名	本支店名		口座種類	口座番号				
				普 通					
※									
先にあなたから提出がありました 年 月 日付けの自立支援教育訓練給付金追加交付申請書兼実績報告書を審査した結果、上記のとおり決定しましたので、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。 令和 年 月 日 高知県知事									
(新設)									